

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 20 日現在

機関番号：32690

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530421

研究課題名(和文) 第2次世界大戦後西ドイツにおける難民・被追放民の受容と社会・経済統合の史的研究

研究課題名(英文) The adoption process of refugees and expellees and their unification into society and economy in West Germany after World War II

研究代表者

西田 哲史(NISHIDA, SATOSHI)

創価大学・経済学部・准教授

研究者番号：50440243

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円、(間接経費) 870,000円

研究成果の概要(和文)： 第2次世界大戦後に旧ドイツ帝国の東部地域から難民・被追放民として西部・中部ドイツに流入してきたドイツ人の占領期/ドイツ連邦共和国初期(1945-1955)における受容過程を、未公刊資料に基づいた実証的な跡付けをおこなった。その際、とくにルール地方を有し、ドイツ経済の心臓部であったノルトライン・ヴェストファーレン州(NRW)の石炭産業と担当所轄官庁との関わりを中心に調査・分析をおこなった。
その結果、難民・被追放民の大量流入という人口移動、また彼らの社会・経済への統合は、戦後ドイツ経済の復興に重要な役割を果たすと同時に、NRWの戦後産業史とも密接な関係にあることが浮き彫りになった。

研究成果の概要(英文)： After the end of World War II, refugees and expellees flowed into western and central Germany from the eastern part of the former German Reich. This research project consists of a verified appendix based on unpublished data describing their adaption process during the occupation period and the early period of the Federal Republic of Germany (1945-1955). At the same time, an analysis has been conducted on the connections between the coal industry and the government authorities of North Rhine-Westphalia, which includes the Ruhr district - the core of the German economy.

It emerged that the migration of this population, involving inflows of refugees and expellees, and their unification into society and economy played a key role in the revival of the German economy after the war. It also had a close relation to the postwar industrial history of North Rhine-Westphalia.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：経済史

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内・国外の研究動向

難民・被追放民の受容・統合問題に関する研究状況を一瞥すると、ドイツ連邦共和国(旧西ドイツ)では、1950年代に入ると国家プロジェクトとして大がかりな学術的な資料・文書整備が行われ、連邦被追放民省(BVFK)が中心となり、一万にも及ぶ彼らの苛酷な体験談が作成された(BVFK (Hg.) [1953-62], *Dokumentation der Vertreibung der Deutschen aus Ost-Mitteleuropa*, 5 Bde., Bonn.)。更にBVFKの助成の下、被追放民の西ドイツへの編入とその社会・経済・政治分野に与える影響について考察が試みられ、その成果が出版された(E. Lemberg/F. Edding (Hg.) [1959], *Die Vertriebenen in Westdeutschland*, 3 Bde., Kiel.)。ただし、これらは同時代文献としては有益だが、何らかの歴史的評価を下しているわけではない。ようやく1980年代に入ると、西ドイツでは公文書の機密指定解除を契機として、難民・被追放民に関する研究も徐々に活発化し、その対象は国、州という大きな単位にとどまらず、今日では地域・都市という単位へと広がっていく傾向にある(Kulturstiftung der deutschen Vertriebenen (Hg.) [2000], *Die Bundesrepublik Deutschland und die Vertriebenen. Fünfzig Jahre Eingliederung, Aufbau u. Verständigung mit den Staaten des östlichen Europa*, Bonn.)。

その一方で、難民・被追放民というテーマは、我が国のドイツ社会・経済史研究でも比較的等閑に付されてきた分野であり、ドイツ通史の中で簡単に触れられる場合が殆どであった。近年、移民史研究の中で取りあげられることはあるものの(増谷英樹編 [2009] 『移民・難民・外国人労働者と多文化共生 日本とドイツ/歴史と現状』有志社.)、この問題・テーマを中心に扱った論述等は、わずかしが存在しない(永岑三千輝 [1998] 「ドイツ経済再建の人的社会的基礎」廣田功・森建資編 『戦後再建期のヨーロッパ経済 - 復興から統合へ』日本経済評論社, 55-95頁.)。

(2) 本研究に至る動機

すでに1946年には、後の西ドイツ地域に暮らす5人に1人が難民もしくは被追放民であり、1950年にはその数は約800万人にも達していた。広範囲にわたり破壊され飢餓的状况に瀕した国へのこれほど大量な人間の移住は、激しい社会紛争の危機をもたらすと多くの人が考えた。しかしながら、実際には予期された摩擦や紛争に至ることはなかった。「逃亡」・「追放」というテーマが長きにわたりそれ程注目をされてこなかったのは、恐らくこの非常に急激で、一見すると成功裏に終わった被追放民の統合の故であろう。難民・被追放民の統合は、恐らくドイツの戦後社会の中で最大にして最も過小評価されて

きた成果の一つと言わざるを得ない。本研究の着想に至った出発点はこの点にある。

2. 研究の目的

本研究は、こうした研究関心を背景として、第2次世界大戦後に東部ドイツ地域から大量流入してきた難民・被追放民の西側占領区域への統合・吸収過程を未公開資料を利用しながら丹念に跡付けることを試みた。その際、とりわけ、ノルトライン・ヴェストファーレン州(以下、NRWと略記)の事例を調査・分析した。

難民・被追放民のNRWへの経済統合に関しては、クライネルトの先駆的な研究(U. Kleinert [1988], *Flüchtlinge und Wirtschaft in Nordrhein-Westfalen 1945-1961*, Düsseldorf.)が存在するが、同書は難民流入が労働市場と経済発展に与えた影響の検討に重点を置き、各産業が彼らの受容に実際にどう関わったかについては、詳細に述べていない。NRWはルール工業地帯を有し、ドイツ経済のみならず西ヨーロッパ経済の心臓部であったし、その役割は戦後も長く続いた。たとえば、NRWの石炭産業は、戦争終結による強制労働者の解放により、従業員の大部分を喪失した産業部門であった。生産の減少を最小限に抑え、一定の供給を継続するためには人員の補強が急務であった。終戦後、石炭産業は、人的資本あるいは労働力としての補完性を強く有したであろう難民・被追放民の受け入れに対して如何なる対応をしたのだろうか。本研究では、石炭産業と担当所轄官庁が難民・被追放民の大量流入とどう向き合ったのかを、占領軍側の資料、ドイツの各官庁の資料により再構成し、紆余曲折があった彼らの吸収・統合過程が決して平坦で順調ではなかったことを明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

研究方法は、文献・史資料の調査・収集・整理・分析というオーソドックスなものである。

日本においては未開拓の研究領域であっても、難民・被追放民受け入れ当事国であったドイツではすでに1950年代から彼らをテーマにした調査が始まり、政府や各関係官庁の政策文書等の閲覧が可能になって以降、とくに1980年代に入ってから徐々に研究が進み、現在でも様々な視点からの研究成果が現れている。それ故に、まず研究期間全体を通じて、本研究テーマに関する国内外の研究には常に気を配り、情報収集に努め、研究史の整理に当たった。そのために、各種データベースの検索などによって、図書・論文・新聞記事のみならず未刊行研究レポート・学位論文のレベルにまで遡り、関連史資料の所在確認、特定、分析を行った。

また、研究の対象地域を NRW に絞り、とくに石炭産業における難民・被追放民の受け入れ事例を詳細に検討するために、大学夏期休暇期間を利用して、ドイツの文書館において関連史資料の収集・調査を行った。占領期並びにドイツ連邦共和国初期における難民・被追放民関連の政策文書に関しては、主として NRW の州都デュッセルドルフの文書館 (Nordrhein-westfälisches Hauptarchiv Düsseldorf) に保管されている各省庁の未公開文書を中心に閲覧・複写した。その際、史資料の選別に当たっては、終戦直後から大量に流入してきた難民・被追放民の受容に対する占領当局およびドイツ側関連部署の対応、受け入れ住居の整備、各州間における難民・被追放民受容人数をめぐる議論などの分析視点を重視した。

石炭産業に関しては、ルール地方に位置する都市、ボーフムにある鉱山文書館 (Bergbauarchiv Bochum) を利用した。当該文書館では、ルール地方の石炭産業が難民・被追放民の受容とどのように関わったかを示す文書・史料を発見・閲覧することができた。これにより、本研究テーマを俯瞰的視点から検討・分析することが可能となった。また、同じくルール地方にあるハッティンゲン市立文書館 (Stadtarchiv Hattingen) を訪問し、石炭・鉄鋼企業と難民・被追放民受容の関わりを示す文書の閲覧をした。そのほか、ビーレフェルト大学、ベルリン工科大学、フンボルト大学の各付属図書館が所蔵している、本研究の対象時期に連邦被追放民省、厚生省等の官庁が刊行した同時代文献などの収集・複写を行った。

上記の史資料収集とドイツ調査の結果の分類・分析をとくに以下の視点から行った。すなわち、ドイツ西側占領区域への難民・被追放民の受容政策をめぐる同時代の論争をいくつかのタイプに分類し、そこでの典型的な社会・経済上の課題と問題点を抽出した。また、この論争における通説の可否を検討し、新たな仮説の定立と検証のための作業を行った。

4. 研究成果

(1) 第2次世界大戦後の難民および被追放民

大戦末期、ドイツでは難民、被追放民、疎開者、戦争捕虜による急激な人口変動が生じた。これはドイツの歴史上ほとんど類例を見ないほど大規模なもので、戦後ドイツの政治・経済・社会発展に後々まで甚大な影響を及ぼすことになった。本研究では、とくに難民・被追放民の西ドイツへの受容に関して、主として次の諸点を明らかにした。

終戦直後の状況

1939年9月に第2次世界大戦が勃発したとき、東部ドイツ、東・南欧諸国には1690

万人のドイツ系住民が定住していた。彼らのうちの1100から1500万人が、大戦末期から終戦にかけて赤軍から逃れ、また1945年のソ連とポーランド間の取り決めやポツダム協定第13条項の規定により、自分たちの故郷から強制的に移住・転居させられたといわれている。戦後最初の国税調査(1946年10月29日)によると、後にドイツ連邦共和国(西ドイツ)を形成することになる英・米・仏の西側占領区域には、約600万の被追放民が計上されている。またソ連占領区域には、1946年10月までに360万の被追放民が流入し、4占領区域全体では950万を超えていた。さらに1948年初頭には、1072万人が滞在し、その内訳は、イギリス占領区域に332万人(31%)、アメリカ占領区域に296万人(27%)、フランス占領区域に6万人(0.6%)、ソ連占領区域に438万人(40.9%)であった。

占領区域内での被追放民の各州への配分は、利用可能な居住スペースの残存率に応じて行われた。このことは、必然的に農村地帯といった戦争被害の少なかった地域が大量の被追放民を受け入れる結果をもたらした。これは統計からも確認できる。すなわち、西側占領区域/ドイツ連邦共和国における被追放民の州人口に占める比率は、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン(1946年10月:32.2%、1950年9月:33.2%)、ニーダーザクセン(1946年10月:23.4%、1950年9月:27.3%)、バイエルン(1946年10月:18.9%、1950年9月:21.2%)が高い値を示していた。

戦後初期の段階では、西側占領区域の各軍政府は難民・被追放民の受け入れに関して異なった対応を示した。フランスは、被追放民の流入が原因となって生じる負担は避けられるべきであり、とくにフランスの東部国境に人口が集中することを嫌っていた。こうした政治的理由から、被追放民の受容には消極的な姿勢が貫かれた。アメリカ占領軍は、ポツダム協定の第13条項に基づき、被追放民の受容・統合プロセスを開始したものの、移送後の被追放民に対する責任・監督権をドイツ人の手に委ねてしまった。イギリス占領区域では、アメリカの場合とは対照的に、軍政府が当初より難民問題に深く関与した。すでに1945年11月には、軍政府が占領区域全体で難民の保護・管理・世話をするための組織作りを命令しており、その結果、あらゆる行政レベルにおいて、いくつもの難民委員会が創設された。

ノルトライン・ヴェストファーレン(NRW)州の難民・被追放民

NRWは、イギリス占領区域に位置していたラインラント州の北部とヴェストファーレン州が1946年8月23日に合併することによって発足した、まったく人為的に作られた州であった。NRWは、その州内にドイツの経済発展に重要な役割を担ってきた石炭・鉄鋼産業が集積するルール地方を内包し、西側

占領区内の諸州のなかでも最大の人口数を擁していた。

この地で工業化が始まって以来、東方からの移住は別段目新しい現象ではなかった。とくに 1945 年の終戦までは、多くの労働移民がみられた。ただし、その大半は、2 度の世界大戦時に本人の意志に反してやって来た強制労働者などであった。こうした以前の移住による人の流入は、ライン・ルール地域に産業社会が建設・拡張されていくなかで、基本的には労働力需要に規定され生じたものであった。それに対して、1945 年以降の移住は、敗戦による追放という形で強制されたものであった。

NRW が当初はいわゆる「東方難民」の直接的な受け入れ州ではなかったことは、1946 年 10 月の時点で、被追放民の滞在人数が 69 万 8000 人で、州人口に対する比率が 5.9% と低いことから確認できる。これはイギリス占領当局が、意図的に食糧事情も比較的良好であった農村地帯を中心に難民の移送配分を行ったためであった。そうすることによって、難民の保護・支援問題が早期に解決できると期待されたからである。しかし、理由はそれだけではなかった。そもそも NRW 州政府は、当初より経済再建とそのために必要な熟練労働力の獲得を最優先課題と見なしていた。それゆえに、他州との交渉の場でも、戦争破壊による州の惨状や、ドイツの戦後社会が生き延びるためには NRW の工業力の再興が極めて重要な意義を有することを引き合いに出し、他州へ疎開していた住民の即時帰還やイギリス占領区域内での難民の再配分に強い抵抗を示していたのである。

一部の州に偏った大量の難民移送は、その受け入れ州にとっては非常に大きな負担を強いるものであった。この問題は、1947 年 6 月にバイエルン州の州都ミュンヘンで開催された州首相会議の席上でも議題に上がり、全ドイツ（西側占領区域）規模で、住宅事情を勘案しながら、各州間で難民数を均等に配分することが決議された。同年 8 月には、ドイツ難民行政共同作業委員会が創設された。また、1946～47 年にかけて西側占領区域の諸州は、難民・被追放民の秩序だった受け入れ・支援体制を構築するためにも、その拠り所となる法律の必要性を強く感じていた。NRW では、1948 年 6 月に 17 条項からなる難民法が可決され、これに基づき被追放民の受容と宿泊といった彼らのケア問題全般に関して調整・決定が成された。こうして、1946 年 10 月から 1953 年 12 月までに、NRW が受け入れた被追放民の数は 113 万人に達し、合計で約 185 万人の被追放民が滞在し、州人口に対する比率も 12.9% になった。これは西ドイツの全被追放民人口の 21.9% にあたり、絶対数でみた場合、バイエルン州に次いで 2 番目の多さであった。

(2) ルールの石炭産業と難民・被追放民

新設された NRW の中央に位置し、西を流れるライン川、その支流である南のルール川と北のリッペ川とに囲まれたルール地方は、ドイツのなかでも重要産業が密集する地域であった。このルール地方および石炭産業との関わりにおいては、以下の諸点が明らかとなった。

ルール地方における難民・被追放民

第 2 次世界大戦後、産業が密集する地域では、難民・被追放民の受け入れを忌避する姿勢が極めて強かったが、ルール地方もその例外ではなかった。とくに炭田地区では、住居の破壊状況や生活物資の補給状況の急激な悪化などを考慮し、厳格な人口の流入制限が科せられていた。

NRW 州政府は、当初より被追放民の自州への受容に非常に慎重な姿勢を貫いていた。この傾向は 1949 年のドイツ連邦共和国の成立によって、正式に難民・被追放民問題が一国の共通問題として認識され、取り込まれるまで続いた。たとえば、各州間で難民の均等配分を行うという 1947 年の取り決めに基づき、1948 年に占領当局が一定数の難民の受け入れを要求してきたときも、NRW 州政府は、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン側と同州の収容施設から単に 5000 人の難民を受け入れるのではなく、5000 人の工業労働者を引き受けたい旨を巧みに交渉していた。ここには、とくにルール地域における労働力不足の解消と経済復興の即戦力として難民・被追放民を利用していこうという NRW 州政府の意図が見てとれる。

こうした NRW 州政府の政策は、ある程度は成果をあげたといえる。1946 年 10 月にルール地域に滞在していた難民・被追放民の数は、13 万 6900 人で当該地域の人口のわずが 3.5% を占めるに過ぎなかった。しかし、この割合は 1950 年 9 月には 8.2% (36 万 4700 人)、1953 年 12 月には 12.2% (60 万 5700 人) になり、絶対数で 46 万 8800 人の増加であった。

労働能力のある若年男性を優先的に受け入れたいとの思惑から、ルール地方では他の田園地帯と比べて、移住してきた若年男性の比率は高く、それは他の占領区域における比率よりも高かった。このような NRW の難民受容政策は、当然人口構成にもその影響がみられた。すなわち、難民・被追放民の約半数 (50.7%) が 18～45 歳の間の年齢であり、これは全国の数字と比較しても非常に高いことが分かった。

石炭産業における難民・被追放民の受容

第 2 次世界大戦後、イギリス軍政府の最大の関心は、敗戦により急激に落ち込んでいた石炭鉱業の生産活動を早急に再び軌道に乗せることにあった。イギリスは自国経済が慢性的な外貨不足に直面していたということもあり、自らの占領区域への食糧輸入の支払

いや占領行政の経費調達に苦慮していた。それゆえに、イギリス軍政府は占領開始当初から資金捻出のために、ルール地方の石炭産出と鉄鋼生産に頼らざるを得ない状況にあった。イギリスは、ポツダム協定締結までは採炭を英米共同で運営していた連合軍遠征軍総司令部の管轄下に置いていたが、総司令部解体後は、早急な採炭量の回復を目指し、採炭・販売は北ドイツ石炭統制という形をとり、イギリス軍政府の監督下で行われた。しかし、労働力不足が大きな問題として立ちのぼることとなった。

戦争捕虜および強制労働者が解放されたことにより、ルール炭坑に250,000万人以上いた従業員数は、約半数にまで落ち込んでしまった。炭鉱労働者の平均年齢は1946年で43歳であった。それゆえに、戦後初期の段階にあっては、若年従業員の増強が喫緊の課題であった。たとえば、1945年の8月、エッセンのクルップ社は労働力として難民や被追放民のなかから志願する者を積極的に起用すべき旨を提案していた。州の行政側も難民・被追放民の炭坑労働への投入に前向きで、鉱山での労働従事に適した難民・被追放民には移住の禁止・停止措置は単に限定的なものであった。実際、1945年10月以降、州労働局は鉱山での労働従事に適した難民・被追放民の個別登録を開始していた。

一方、イギリス占領軍も1945年秋に、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州の難民収容所から30,000人の炭鉱労働者とその家族をNRWへ引き受ける代わりに、労働力にならないと思われる80,000の人間を、鉱山地区から立ち退かせようと考えていた。しかし、予想される市民の抵抗、また未だ解決の目途が立たない輸送問題のために、この計画は中止された。

1946年の夏頃からようやく、イギリス占領軍サイドも、ルール地方の鉱山に難民・被追放民を、目標を定めて確実に割り振ることに努めだした。たとえば、イギリス軍は、離散家族と一緒にしようという思惑のなか、赤十字社の協力のもと、かつてのドイツ東部地域のロシア人やポーランド人が労働力として残留させていた男性たちを、炭坑へ連れてくることを試みている。さらに、11,000人のズデーテンドイツ人を坑夫としてエッセンの炭坑に投入する計画が立案され、輸送、医療検診など周到に準備され、その最初のグループが8月上旬に到着する手はずとなっていた。しかし、この試みは最終的に住居・住宅問題のために頓挫してしまった。鉱山労働者用の住宅の実に4分の3は、戦争によって破壊されていたのである。当時は地元民にすら十分な居住空間が存在しない状況であったし、数万にものぼる新参者の鉱山労働者のための居住スペースなど確保できるわけがなかった。

住宅不足は、その後数年にわたり、新たな鉱山労働者の募集採用に再三ブレーキをか

ける大きな問題であった。それでも、1948年までにNRW州内に設けられた募集採用センターを通じてやってきた新人の鉱山労働者の半分が難民および被追放民であった。彼らは、かつての強制労働者収容所に寝泊まりさせられることになった。その後、この住宅不足の問題も徐々に改善されていくことになる。すなわち、1948年6月にはNRWで難民法が制定されるとともに、国の住宅建設プログラムが作成された。これは、破壊された労働者用住宅の修繕や難民・被追放民の居住スペースの確保などを通じて、鉱山業にとっても大いに助けとなった。このことは、難民受け入れ州からNRWの工業地域への大規模な募集・移住活動を可能にし、1950年代半ばまでに無数の難民・被追放民を鉱山業へと導くことになった。また、その際、計画的かつ大規模に募集が行われた最初のグループは、若年層の人たちであった。彼らは、従業員の年齢を若返らせたり適正能力を向上させたり、有能な従業員へと育てていくことになった。1947年から1950年の3年間で鉱山従業員に占める難民・被追放民の割合は3倍になった。

1951年には新規の従業員募集・採用の波が起こり、1953年までにいわゆる「大口需要者プログラム」という移住と労働斡旋を同時に行うことを目的とした計画によって、数千もの新しい鉱山労働者が炭坑へとやって来た。このプログラムは、難民受け入れ州の負担を軽減し、石炭、鉄鋼業、連邦鉄道、連邦郵便といった「大口の需要者」に追加の労働力を供給することになった。たとえば、ほぼ最後の労働力募集として、1953年にドイツ炭鉱管理局は、終戦以来オーストリアに定住していたジーベンピュルガー・ザクセン人に目をつけた。もし、20年間鉱山で働く契約を結ぶならば、彼らとその家族のために共同のまとまった集合住宅を建設するという約束のもと、数百人にのぼるジーベンピュルガー・ザクセン人をルール地方の炭坑地域へと呼び寄せることに成功している。

しかし、1954年には、十分に鉱山での労働従事に適応できる移住者を難民・被追放民のなかから見つけだすことがもはや困難な状況にあったため、石炭産業のための大口需要者プログラムは大幅に縮小された。1955年になるとドイツ連邦政府はイタリア政府との間で最初の「外国人労働者」募集協定（1955年12月20日）を締結した。これ以後、ルール地方の炭鉱でも外国人労働者が労働力の源泉となっていく。

「鉱山労働者の双肩にかかっている！」という言葉は、終戦直後のみならず、1950年代に至るまで、ドイツの再建・復興時期を象徴するスローガンであった。多くの鉱山労働者の存在があっただけで大量の石炭を採掘できたわけだが、1950年代半ばまではとりわけ難民・被追放民のなかから多くの人が鉱山労働者として従事したことが、今回の調

査・分析から確認された。1950年代前半には鉱山労働者の4人に1人は難民であった。難民・被追放民の受容と社会・経済への統合は、これまで考えられてきたような平坦な道のりではなかった。しかし、彼らの存在があったからこそ、戦後ドイツの再建の鍵を握っていたルール地方の石炭産業は、その基幹産業としての役目を十分に果たすことができたのである。

5．主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

6．研究組織

(1)研究代表者

西田 哲史 (NISHIDA SATOSHI)

創価大学・経済学部・准教授

研究者番号：50440243

(2)研究分担者

なし